活発化する国際金融都市の議論

都市間連携を強化、国策として一層の推進を

わが国では、1980年代初頭から、政府を中心に国際金融都市の実現に向けた取り組みが推進されてきたが、近年では東京のみならず、大阪や福岡といった都市が独自の施策を検討する動きが見られる。一方、世界を見渡すと、欧米の都市に加えて、香港やシンガポール、上海といったアジアの都市が、「金融のハブ」として台頭している。そこで本稿では、日本の各都市が検討している取り組みを整理した上で、他国の取り組みとの比較などを通じてその効果を分析・評価し、今後求められる施策を考察する。

日本総合研究所調査部
金融リサーチセンター主任研究員
野村拓也
のむら・たくや　01年4月に三井住友銀行入行。日本総合研究所調査部マクロ経済研究センター、在米日本大使館財務班（ワシントンDC）、三井住友銀行経営企画部金融調査室（ニューヨーク）、経済同友会政策調査部を経て、20年4月より現職。専門分野は金融全般および内外マクロ経済で、現在の注力テーマは金融機関を取り巻く業務環境や規制動向、内外金融機関戦略。

議論の背景と政府の取り組み

わが国では、２０２０年半ば以降、国際金融都市の実現に向けた議論が活発化している。この背景には、アジアで国際金融都市のトップランナーだった香港において、「逃亡犯条例」改正（19年）や中国の「香港国家安全維持法」採択・施行（20年）に対するデモが拡大して、社会的混乱が発生し、先行き不透明感が高まったことがある。実際、英国のシンクタンクであるZ/Yen Groupが公表している「国際金融センター指数」（ＧＦＣＩ）を見ると、20年3月に、それまでアジア最上位の3位だった香港が6位に順位を落とし、代わりに、東京が3位に上昇した。また、大阪府・大阪市や福岡市といった東京以外の地方自治体も国際金融都市を目指す、あるいは国際金融機能を誘致する方針を示し、その実現に向けた施策の策定に取り組んでいる。これまでのわが国における国際金融都市の議論は政府や東京都が主導してきており、地方自治体が独自に施策を検討している点は、今回の動きの大きな特徴と言える。

政府の動きを見ると、20年7月の経済財政運営の基本方針「骨太の方針」において「世界・アジアの国際金融ハブとしての国際金融都市」の確立を目指すことが明記され、同年の成長戦略実行計画の検討課題の一つに「国際金融ハブの実現」が盛り込まれた。その後、同年12月に閣議決定した追加経済対策において①法人税・相続税・個人所得税についての改正・明確化②海外運用業者向けの簡素な参入手続きの創設を含む規制対応③「高度専門職」などの在留資格の利便性向上─などの措置が取り上げられ、順次実現している。また、21年初に金融庁が立ち上げた「サステナブルファイナンス有識者会議」では、温室効果ガス排出量の実質ゼロというカーボンニュートラルに向けた金融機関や金融市場の役割が議論され、6月に公表された成長戦略実行計画において、環境問題改

善に資する事業のために発行される「グリーンボンド」（環境債）等が活発に取引される「グリーン国際金融センター」を目指す方向性が示された。

東京都の取り組み

国際金融都市の実現に向けた政府の取り組みを受けて、地方自治体の動きも活発化している。まず、東京都は、20年11月に「国際金融都市・東京」構想に関する有識者懇談会を立ち上げた。この懇談会では、国内金融市場活性化、インバウンド（外国企業・人材誘致）、アウトバウンド（海外顧客拡大）、デジタライゼーション、役割明確化・分担などの論点と、投資家、資金のつなぎ手、投資先、インフラという四つの金融主体・機能から、取り組むべき課題をマッピングし、その中から最優先分野を抽出する形で議論を進めた。

そして、21年7月には①社会的課題の解決に貢献する分厚い金融市場の構築②フィンテック（金融とITを融合させた新サービス）の活用等による金融のデジタライゼーション③資産運用業者をはじめとする多様な金融関連プレーヤーの集積―という三つの施策分野を軸とした新構想案を公表し、パブリックコメント（意見公募）を経て、11月に原案通り三つの分野にフォーカスし、それぞれ具体的施策と重要業績評価指標（KPI）を示した「『国際金融都市・東京』構想２・０」を公表した（図表１）。

〈図表1〉「国際金融都市・東京」構想2.0の全体像

目標		具体的施策（一例）	関連KPI<20年実績/25年目標/30年目標>
社会的課題の解決	グリーンファイナンス市場の発展	情報プラットフォーム整備	●サステナブル投資残高のシェア（対世界）<8.1%/10%/15%> ●国内公募グリーンボンド発行金額<0.8兆円/1.6兆円/3.0兆円>
	参加プレーヤーの裾野拡大	中小企業の利用促進	
	情報発信とESG人材の育成	関連高度人材の誘致・育成	
デジタル化の推進	フィンテック企業誘致/成長支援等	都出資ファンドによる支援	●フィンテック企業数<94社/200社/400社> ●キャッシュレス決済比率<21.6%（2014年）/50%/80%>
	資金のつなぎ手のデジタル化促進	各種申請/報告等電子化	
	キャッシュレス化の促進	都立施設キャッシュレス化	
プレーヤーの集積	資産運用業者等の誘致推進	外国企業の資金調達促進	●資産運用業者数<374社/600社/900社> ●フィンテック企業数（再掲）<94社/200社/400社>
	資産運用業者創業/成長支援	EMP（育成プログラム）推進	
	金融系人材育成・リテラシー向上	大学等のプログラム活用	

（出所）東京都の資料を基に日本総合研究所作成

前述の①に関連するグリーンファイナンス市場関係の取り組みには、21年6月に別途開催された「『Tokyo Green Finance Market（仮称）』の実現に向けた検討委員会」による提言を踏まえた施策が盛り込まれたほか、10月には①グリーンボンド等の発行に係る外部評価等の費用に対する環境省の補助金と併用可能な補助金制度②グリーンファイナンスに取り組む外資系資産運用会社やフィンテック企業の東京進出に対する補助金および広報・ビジネスマッチング等が含まれる支援プログラム―を開始している。

都の新構想２・０は、注力分野を特定し、それぞれKPIを設定していることから、総花的だった旧構想と比較して、より実践的な内容と言える。もっとも、施策の中身は、必ずしも目新しいとは言えず、KPIの目標水準の妥当性にも疑問が残る。例えば、KPIの一つである国内公募グリーンボンドの発行額は、25年に１・６兆円と、20年からの倍増が目標となっているが、CBI（気候債券イニシアチブ）によれば、世界のグリーンボンド発行額は、20年の32・７兆円から25年の５５０兆円まで増加する見込みである。これらをベースに、都のグリーンボンド発行額の世界全体に対するシェアを試算すると、現行の２・５％から０・３％に低下してしまい、国際金融都市の実現に資するものとは言い難い。特に、国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議（COP26）が開催され、世界的にも注目されるタイミングで公表されたにもかかわらず、国際金融都市の実現に向けた施策としては、インパクトに欠けるものと捉えられかねない。

大阪と福岡の取り組み

大阪府と大阪市は21年3月に、行政機関、経済団体、金融機関や証券取引所等の民間事業者で構成される「国際金融都市OSAKA推進委員会」を立ち上げ、21年度末に向けて具体的な戦略を策定する方針を示し、9月に①大阪・関西万博を契機としたプロジェクト等に資金流入する仕組みや、スタートアップ企業に対する資金調達機能などが備わった「金融をテコに発展するグローバル都市」②先駆的な商品ラインアップのあるアジア随一のデリバティブ（金融派生商品）市場や、SDGs（持

〈図表2〉国際金融都市OSAKA推進委員会 戦略骨子の全体像

目指す国際金融都市像と重点取り組み	
①アジア・世界の活力を呼び込み「金融をテコに発展するグローバル都市」	
•魅力的なまちづくりに向けた金融面からの推進	•レジリエンス向上の観点による拠点機能の強化
•スタートアップおよび地域活性化のための多様な資金調達の支援	•国内の金融市場の活性化
②先駆けた取組みで世界に挑戦する「金融のフロントランナー都市」	
•エッジの効いた先駆的な金融商品・市場の形成	•金融サービスに関する規制の見直しに向けた働き掛け
•サステナブルファイナンス先進都市に向けた取り組み	•金融分野における高度人材の育成
①・②共通	
•外国人にとっても魅力的な住環境の整備	•海外との連携
•国内外から企業・人を引きつけるビジネス環境の整備	•大阪府市による先駆けたインパクトのある取り組み
•情報発信・プロモーション	
戦略の取り組み期間等	
•最終年度（2050年）を見据えて、短期（2025年）、中期（2030年）の期間を設定	
•重点取り組みごとのKPIについて、年度末の戦略策定に向け検討（計測可能な指標を選択）	

（出所）国際金融都市OSAKA推進委員会の資料を基に日本総合研究所作成

続可能な開発目標）債を企業が積極的に発行するサステナブルファイナンス市場を有する「金融のフロントランナー都市」、という二つの都市像を目指す戦略骨子を公表した（図表2）。同委では、特に注力すべきテーマとして、ESGファイナンス、レジリエンス（強靱性）向上、地域活性化を掲げており、テーマ別の部会を設置して、具体的な施策について議論を進めている。

9月に公表された戦略骨子は、あくまで最終的な戦略に向けた方向性という位置付けであるため、具体性に乏しい面は否めないが、25年の大阪・関西万博や大阪に取引が集中しているデリバティブ市場など、大阪の特徴を生かすという方針は読み取れる内容になっている。今後は、注力テーマについて①近年の国際的な潮流に後れを取らないようなサステナブルファイナンス市場をどう形作るのか②東京の代替・補完機能という役割をどのような形で果たすのか③地域経済における新たな成長の軸をどのように生み出すのか―といった観点で、実践的かつ効果的な取り組みをどれだけ打ち出せるかがポイントになる。また、スタートアップ支援、金融人材育成や金融教育、住環境の整備など、他の金融都市も取り組んでいる分野については、他都市と比較してエッジの効いた施策を打ち出せるかが課題となろう。

福岡市では20年9月、国際金融機能の誘致を目的に、行政機関、経済団体、主に福岡を地盤とする民間事業者で構成される連携組織「TEAM FUKUOKA」を発足させた。これまでの会合では①国際競争力のある制度の構築②快適なビジネス環境の提供③快適な生活環境の提供④プロモーション活動の推進―といった課題を取りまとめ、21年4月開催の総会において、今後の取り組みに係る方向性を決議した（図表3）。その上で、5月にはアドバイザリー、調査・分析業務を、6月には広報資材制作業務を委託業務として入札にかけ、外部業者を選定した。戦略の具体的な内容は現時点で公表されていないが、TEAM FUKUOKAは、実績の一部として、海外資産運用業者の誘致や、市による初のグリーンボンドの発行決定を公表している。

これまで福岡市が誘致した金融機関3社は、オルタナティブ運用会社、プライベートキャピタル投資に係るオンライン・プラットフォーム運営会社、高速取引会社と、その業態に一貫性は見られない。一方、世界の金融都市を見渡すと、資産運用、デリバティブ、暗号資産（仮想通貨）など、強化すべき特定の機能を明らかにした上で、関連企業を集積させて国際的なプレゼンス（存在感）を確保しているケースが多い。今後は、福岡市として、強化する金融機能を明らかにして、その方向性に沿った海外企業の誘致戦略を立てることが肝要であろう。

〈図表3〉TEAM FUKUOKAの「対応すべき課題」

国際競争力のある制度の構築
•税制
•行政サービスの英語対応や手続き簡素化
•在留資格の緩和
•ワンストップ支援体制の構築
快適なビジネス環境の提供
•付加価値の高いオフィス環境の確保
•英語対応専門の士業の確保
•資産運用業やフィンテックを支える地元の高度人材の創出
•福岡空港の国際路線の機能強化
快適な生活環境の提供
•高度人材（外国人）に対応したレジデンスの確保
•インターナショナルスクールの充実
•英語対応による生活サポートの充実
プロモーション活動の推進
•ネットワーク等を活用した誘致プロモーション活動

（出所）TEAM FUKUOKAの資料を基に日本総合研究所作成

グリーンセンターと金融特区

以上のように、政府および地方自治体は、国際金融都市の実現に向けて各種施策を導入し、今後の戦略も順次策定していく予定となっている。もっとも、20年3月以降のGFCIの動きを見ると、各都市ともその評価が芳しいとは言い難い。具体的に、東京のGFCIは、3位を付けた後に急落し、直近（21年9月）では9位と、アジア内で5番手まで低下（図表4）。また、大阪も一時30位台ま

で順位を上げたものの、足元では46位と、他国の第2、第3の金融都市に及ばず、福岡は評価対象にもなっていない。

今後、わが国の政府・各地方自治体は、現在検討中の施策の実施だけで国際金融都市としての競争力を確保できるのかを検証し、自身が取り組む分野において先行する海外都市の事例を踏まえて、追加的な施策も検討する必要があるだろう。今後検討すべき具体的な施策としては、競争力のある「グリーン国際金融センター」を構築することと、ターゲットを絞った「金融特区」を設置することが考えられる。

〈図表4〉国際金融センター指数

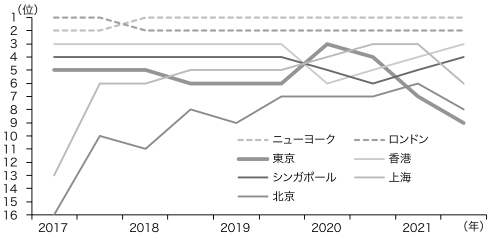

(出所)Z/Yen Groupの資料を基に日本総合研究所作成

グリーン国際金融センターは、サステナブル債券の情報プラットフォームの創設を中心的な施策として、10年代に欧州先進国で、20年代に入るとアジアにおいて構築されている。より具体的には、グリーンボンド専門の情報プラットフォームを世界で初めて創設し、官民共同の認証機関も設置しているルクセンブルクや、そのルクセンブルクを追う形で情報プラットフォームを創設し、取り扱い債券を多様化させているロンドンである。アジアでは、中国国営銀行等の特定機関がサステナブル債券を発行して市場拡大を牽引（けんいん）する香港と、補助金制度を新設して市場活性化に取り組むシンガポールが挙げられる。

日本では、政府や東京都、地方自治体でそれぞれがグリーンファイナンス、サステナブルファイナンスについて議論し、補助金制度等の新たな施策も導入されている。もっとも、海外のグリーン国際金融センターと比較するといまだ後れを取っており、今後は他都市よりも効果的な施策を導入する必要がある。具体的には①ソーシャルボンド（社会貢献債）等も含めた幅広いサステナブル債券全般を取り扱う情報プラットフォームの創設②発行体の国籍・業種の多様化③政府関与の信頼性の高い認証枠組みの整備④アジアの都市と同等以上の補助金制度―について検討すべきである。

また、金融特区は、金融機関に対する規制緩和や税制優遇といった施策を中心に、アラブ首長国連邦（ＵＡＥ）のドバイが04年、中国の深圳・前海地区が12年、インドのグジャラート州・ガンディーナガルが15年、カザフスタンのアスタナ（現ヌルスルタン）が18年に設置しており、金融ハブとしてのプレゼンス向上や、将来の期待値の高まりなど、一定の成果を実現している。都市別の特徴を挙げれば、ドバイは早期に欧米金融機関の進出しやすい環境を整備し、深圳・前海地区は香港と一体化した発展を優先している（図表5）。また、グジャラート州・ガンディーナガルは、ＩＴ関連業と金融業の双方の発展に注力し、ヌルスルタンは法人税・所得税等における、超長期かつ大幅な減免などの大胆な制度を導入している。

これらの都市の例を参考にすると、日本において金融特区を設置する場合には、まず、東京以外の都市が東京の成長力を取り込む施策が考えられる。例えば、都が十分取り組んでいない金融ビジネスを、東京に進出する外資系金融機関に対して提案するといった形である。また、各地方自治体が、地域に強みがある産業を金融業と共に成長させ、相乗効果で地域産業全体の発展を促す施策や①在留資格に係るポイント制でさらなる特別加算を導入する②税制優遇は対象を限定した上で、時限措置および事後検証を条件とする―といった優遇措置も有効であろう。

〈図表5〉海外都市の金融特区における特徴比較

地域	主要国際金融都市との関係性	金融業と他産業との関係性	優遇措置の内容	
			規制緩和	税制優遇
深圳・前海地区	香港と一体化(距離:約20km)	重点産業(6産業)のうちの1つ	就業証取得義務の免除(香港等居住者)	個人所得税減免(高度外国人人材)
ドバイ	近隣になし	最優先産業	外資出資可能比率緩和、就労許可・在留資格上の措置(長期間の査証)	法人税減免(50年間)
グジャラート・ガンディーナガル	近隣になし	IT関連業と共に重点産業の1つ	―	法人税(10年間)/利子配当税/譲渡益等に係る税金の減免
ヌルスルタン	近隣になし	最優先産業	在留資格上の措置(長期査証)、就業許可取得義務の免除(高度外国人人材)	法人税/個人所得税/固定資産税/利子配当税の減免(全て2066年まで)

(出所)各種情報を基に日本総合研究所作成

終わりに

東京都、そして地方自治体が国際

金融都市を目指して各種施策の導入や、戦略策定に力を入れていることは、わが国金融業界としても歓迎すべき動きと言える。もっとも、80年代から挑み続けながらも実現に至っていない事実や、アジアの都市が台頭している現状を踏まえると、現在取り組んでいる施策だけでは心もとないのが実情である。

一方、最近の動きとして、岸田政権で新設された経済安全保障担当相の小林鷹之氏は、世界が日本を必要とする分野を戦略的に拡大していくという「戦略的不可欠性」の観点から、海外の投資マネーを呼び込む国際金融センターの実現を重要施策として指摘するなど、わが国にとっての国際金融都市の重要性はますます高まっている。

今後は、各都市が、今回例示したグリーン国際金融センターの構築や金融特区の設定といった実効性のある施策に取り組みつつ、連携を強化して相互補完関係を構築するとともに、政府が、国策として国際金融におけるわが国のプレゼンス拡大を推進することが重要であろう。